

無線設備の技術的条件

空中線電力	基地局及び移動局ともに1MHzの帯域幅における平均電力が10mW以下であること。
空中線電力の許容偏差	基地局にあつては、上限20%、下限50%であること。 移動局にあつては、上限50%、下限50%であること。
周波数の許容偏差	基地局及び移動局ともに、 $\pm 20 \times 10^{-6}$ 以内であること。
変調方式	直交周波数分割多重方式であること。
占有周波数帯域の許容値	9MHz以下であること。
伝送速度	信号の伝送速度は、5Mbit/s以上であること。
等価等方輻射電力	基地局及び移動局ともに、1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は10mW以下であること。

制御装置

混信防止機能	識別符号を自動的に送信し、又は受信すること。
電気通信回線との接続	端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用するものは、48ビット以上の識別符号を有すること。
キャリアセンス機能	① 基地局にあつては、使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない。 ② 移動局にあつては、受信装置の空中線端子における電力が-53dBm以上の値である場合には、電波の発射を行わないものであること。
送信時間制御機能	① 基地局にあつては、任意の100msの時間内の送信時間の総和は10.5ms以下であること。 ② 移動局にあつては、1回の送信時間は0.33ms以下であり、かつ任意の100msの時間内の送信時間の総和は0.66ms以下であること。